

やな Pay 加盟店規約の変更について

1. 規約変更の理由

【商品等代金及び加盟店手数料の精算 第 19 条】

やな Pay 加盟店規約第 19 条において、商品等代金及び加盟店手数料の精算業務は毎月 1 回としていましたが、電子マネーの比率が高い加盟店の経営実態を踏まえ、毎月 2 回へ変更いたします。変更後の本規約は令和 6 年 8 月 1 日から施行します。

2. 規約の変更点

新 旧 対 照 条 文

新 条 文	旧 条 文
<p>第 19 条（商品等代金及び加盟店手数料の精算）</p> <p>1.本会は、加盟店における商品等代金の決済額を毎月 15 日及び末日に締め、本会の定める方法により集計するものとします。</p> <p>2.本会は、商品等代金からチャージ代金、使用料及び賦課金、ポイント発行及び回収に関わる費用を差し引いた金額を、加盟店の指定する金融機関口座宛に 15 日締めは翌月 5 日、末日締めは翌月 20 日に引き落とし、または、振り込むものとします。なお、当該振込に係る銀行振込手数料は、本会の負担とします。</p> <p>以下省略</p>	<p>第 19 条（商品等代金及び加盟店手数料の精算）</p> <p>1.本会は、加盟店における商品等代金の決済額を毎月末日に締め、本会の定める方法により集計するものとします。</p> <p>2.本会は、商品等代金からチャージ代金、使用料及び賦課金、ポイント発行及び回収に関わる費用を差し引いた金額を、加盟店の指定する金融機関口座宛に翌月 20 日に引き落とし、または、振り込むものとします。なお、当該振込に係る銀行振込手数料は、本会の負担とします。</p> <p>以下省略</p>

3. 規約の変更手続きについて

以下、やな Pay 加盟店規約第 30 条に基づき、本規約を変更します。

第 30 条（定めのない事項、規約の変更）

- 1.加盟店は、本規約に定めのない事項については、本会が別に定める「やな Pay 利用約款」に従うものとします。
- 2.金融情勢の変動等により必要があると認められる場合は、別途定める月額利用料、ポイント発行手数料、ポイント換金額について、加盟店及び本会の協議により、合理的な範囲において変更できるものとします。

3. 前項にかかわらず、本会は、民法 548 条の 4 に基づき、本規約を変更することができるものとします。変更後の規約及びやな Pay サービスの内容を本会のホームページにて告知し、告知の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。